

令和4年第2回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年2月28日(月) 13時40分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	8番 有 村 啓 太
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 次長兼グループ長 古江 洋一 サブリーダー 有村 真一 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農地利用変更届」について 2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・中間管理権設定)の意見決定」について 3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	まず、新型コロナウイルスについてですが、鹿児島県は「まん延防止等重点措置」の期間を3月6日まで延長いたしましたところ。そのような中で総会を開催するわけですが、本日の総会につきましても、先月に引き続き、感染防止対策を講じながら総会を進めてまいります。委員の皆さま方の報告につきましては、飛沫抑制のため、先月と同様、プロジェクター及びタブレットに表示いたしますので各自ご確認をお願いいたします。なお、先月の総会におきまして、申請地がわかりにくい等のご意見がありましたことから、今回は指標となる施設の標記など、

	<p>一部変更いたしております。また、進行につきましては、すこしゆっくり目で進めてまいりたいと考えておりますので、進行の途中で分かりづらいうでしたら、意見を申し出て頂ければ改善しながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それではさっそく令和4年第2回霧島市農業委員会総会を開催いたします。まず、本日の出席農業委員は8番委員より欠席届が出されておりますので、18名であります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議案に一部修正がありますので、令和4年第2回定例議案集の誤植、追記、削除一覧表の内容を各自ご確認ください。</p>
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議のある方は挙手をお願いいたします。
	[挙手なし]
議長（会長）	はい、それでは異議なしと認めますので、本日の議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。報告につきましては、スクリーン及びタブレットでの確認をお願いいたします。
	[事務局報告]

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告につきましては、スクリーンおよびタブレットでの確認をお願いいたします。隼人の1は10番委員の報告です。
10番委員	届出地は新川公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は表土を剥ぎ、シラスを0.2m盛土した後表土を敷きならすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。
議長（会長）	どうですか、よろしいでしょうか。それでは、調査委員からの補足説明やご意見・ご質疑等ありますか。ありましたら挙手をお願いいたします。
	[挙手なし]
議長（会長）	ご異議ないようですのでお諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転10件、利用権設定75件、中間管理権の設定27件の合計112件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が55件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。報告内容はスクリーン及びタブレットでの確認をお願いいたします。
--------	--

事務局	議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 10 件、筆数 19 筆、面積 30,137 m ² 、利用権設定 75 件、筆数 134 筆、面積 246,050 m ² 、中間管理権の設定 27 件、筆数 35 筆、面積 63,781 m ² 、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	よろしいでしょうか。皆さん確認頂いたと思いますが、只今の報告内容につきまして、ご意見・ご質疑等ある方は、挙手をお願いいたします。
	〔挙手なし〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、ご意見・ご質疑等なしと認めます。只今の報告内容は、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第 2 号農用地利用集積計画の意見決定につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請 15 件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告につきましてはスクリーン及びタブレットでの確認をお願いいたします。まず、横川の 1 について、13 番委員の報告です。ご覧ください。
13 番委員	申請地は大隅横川駅の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 208 m ² であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に、国分の 2 については、13 番委員の報告です。
13 番委員	受人の居住地と申請地の一部は担当委員が異なるため、牧園町宿窪田の現地については、16 番委員が調査しました。申請地は、市営検校橋団地の北西と牧園中学校の西に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,555 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に国分の 3 です。同じく 13 番委員の報告です。
13 番委員	申請地は下井公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,220 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

議長（会長）	次に国分の4です。同じく13番委員の報告です。
13番委員	申請地は上之段平山塚脇地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,914㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	同じく国分の5になります。17番委員の報告です。
17番委員	申請地は川原小学校の南西に位置し、現況は田である。申請地の1筆には※※さんが令和6年7月までの使用収益権を設定しており、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。もう1筆の申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,736㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	国分の6に行きます。国分の6は18番委員の報告です。
18番委員	申請地は市営大津団地の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は17,733㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	それでは国分の7です。同じく18番委員の報告です。
18番委員	受人の居住地と申請地の担当が異なるため、現地については10番委員が調査しました。申請地は、隼人駅の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は17,733㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	はい、それでは溝辺に入ります。溝辺の8は3番委員の報告です。
3番委員	受人の居住地と申請地の担当が異なるため、現地については10番委員が調査しました。申請地は小浜小学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は21,059㎡であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	それでは次に行きます。議案は11ページです。溝辺の9ですが、8番委員の報告です。本日欠席ですが、事前に報告書を頂いています。
8番委員	申請地は下有川切門自治公民の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,651㎡であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相

	当と思われる。
議長（会長）	それでは次に行きますがよろしいでしょうか。次に牧園の 10 は 16 番委員の報告です。
16 番委員	申請地は中津川三区自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,971 m ² であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	それでは次に霧島に入っていきます。霧島の 11 ですが、2 番委員の報告です。
2 番委員	申請地は祓谷自治公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 38,973 m ² であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	それでは同じく霧島の 12 になります。同じく 2 番委員の報告です。
2 番委員	申請地は市営中原団地の北東に位置し、現況は畑である。申請地には譲受人が使用収益権を設定している。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 23,156 m ² であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	それでは隼人の 13 に行きます。5 番委員の報告です。
5 番委員	受人の居住地と申請地の担当が異なるため、現地については 9 番委員が調査しました。申請地は大住公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,765 m ² であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	それでは次に行きます。同じく隼人の 14 ですが、5 番委員の報告です。
5 番委員	申請地は市営第 2 菩提寺団地の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 6,552 m ² であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	それでは次に行きます。同じく隼人の 15 ですが、7 番委員の報告です。
7 番委員	申請地は中央家畜市場の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,926 m ² であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

議長（会長）	はい、よろしいでしょうか。皆さん追いついていますか。それでは調査委員からの補足説明やご意見・ご質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。
	〔挙手なし〕
議長（会長）	はい、それでは挙手がないことを確認いたしました。それではお諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外5件について、市長より意見を求められておりますので当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告をスクリーン及びタブレットで確認していただきます。まず国分の1ですが、13番委員の報告です。
13番委員	申出地は、舞鶴中学校の東に位置しており、現況は田と畑である。除外目的は工業用地にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の地域整備法等に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく国分の2ですが、14番委員の報告です。
14番委員	申出地は、湊地区公民館の北東に位置しており、現況は田である。除外目的は保育園1棟、園庭、駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく国分の3になりますが、14番委員の報告です。
14番委員	申出地は、国分南小学校の南西に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅1棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは次に行きます。隼人になります。隼人の4は、14番委員の報告です。
14番委員	申出地は、県営小田団地の南に位置しており、現況は田である。除外目的は貸駐車場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは同じく隼人です。隼人の5は、14番委員の報告です。
14番委員	申出地は、県営小田団地の西に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅1棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、それでは調査委員の方から、補足説明等ございましたら挙手をお願いします。それではご意見・ご質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか、ありませんか。
	〔挙手なし〕

議長（会長）	はい、それでは異議なしと認めます。お諮りいたします。議案4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外5件について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題いたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告につきましては、スクリーン及びタブレットで確認をお願いいたします。まず、国分の1ですが、13番委員の報告になります。
13番委員	申請地は下井公民館の西に位置し、現況は耕作放棄地である。農地区分は第1農地の隣接地一体事業に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは次に、横川に入ります。横川の2は12番委員の報告です。
12番委員	申請地は小原公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に霧島に入ります。霧島の3につきましては、6番委員の報告です。
6番委員	申請地は霧島総合支所の東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に隼人ですが、隼人の4は5番委員の報告です。
5番委員	申請地は小野浜分団小浜部消防詰所の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは最後隼人の5ですが、同じく5番委員の報告です。
5番委員	申請地は天降川小学校の南西に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳で造成してしまったという経緯書も添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は店舗1棟と駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用

	はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、以上報告が終わりましたが、調査委員の方で補足等ありましたら挙手をお願いします。皆さんから何かご意見・ご質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。
	〔挙手なし〕
議長（会長）	それではご異議ないようですのでお諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、3 月 4 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。 タブレットの使い方については問題ありませんか。大丈夫ですか。それではここで、5 分間換気のため休憩いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	はい、それでは会議を再開いたします。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 29 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の意見報告につきましても、スクリーン及びタブレットで報告いたします。各自確認をお願いいたします。まず、国分の 1 は、14 番委員の報告です。ご覧ください。
14 番委員	申請地は下井公民館の西に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳で通路にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場として利用するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく国分の 2 になります。同じく 14 番委員の報告です。
14 番委員	申請地は湊地区公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はいよろしいですか。同じく国分の 3 になります。同じく 14 番委員の報告です。
14 番委員	申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは同じく国分の 4 に行きます。同じく 14 番委員の報告です。
14 番委員	申請地は国分南小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は事務所 1 棟、倉庫 2 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。

議長（会長）	次に溝辺に入ります。溝辺の5は15番委員の報告です。
15番委員	申請地は下有川切門自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は工場1棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に横川です。横川の6も15番委員の報告です。
15番委員	申請地は安良小学校の西に位置し、現況は建設済である。なお、平成21年5月頃、牛舎などを建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎2棟、堆肥舎1棟、飼料置場にするものであり、すでに建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に隼人の7になります。同じく15番委員の報告です。
15番委員	申請地は県営小田団地の南に位置し、現況は造成済みである。なお、平成7年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は353.32㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に隼人の8です。同じく15番委員の報告です。
15番委員	申請地は県営小田団地の東に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に隼人の9になります。同じく15番委員の報告です。
15番委員	申請地は県営小田団地の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は農家住宅1棟、倉庫1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に隼人の10ですが、同じく15番委員の報告です。
15番委員	申請地は宇都山公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは次に隼人の11になります。同じく15番委員の報告です。
15番委員	申請地は松永公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はな

	いものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	よろしいでしょうか。次に国分に入ります。国分の12ですが、4番委員の報告です。
4番委員	申請地は松木公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は店舗用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく国分の13です。同じく4番委員の報告です。
4番委員	申請地は天降川小学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅用地を造成するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に国分の14です。同じく4番委員の報告です。
4番委員	申請地は天降川小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に国分の15に行きます。同じく4番委員の報告です。
4番委員	申請地は大野原公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅用地として造成するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は741.68㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	国分の16です。13番委員の報告です。
13番委員	申請地は市営上井団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する山林を一体利用するもので、全体計画面積は1,549㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは次に行きます。同じく国分の17です。13番委員の報告です。
13番委員	申請地は敷根東集会所の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する公衆用道路を一体利用するもので、全体計画面積は408㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に国分の18は、17番委員の報告です。

17 番委員	申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に国分の 19 です。17 番委員の報告です。
17 番委員	申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に国分の 20 です。同じく 17 番委員の報告です。
17 番委員	申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅用地として造成するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、それでは次に行きます。国分の 21 ですが、同じく 17 番委員の報告です。
17 番委員	申請地は市営宮下団地の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次は国分の 22 です。18 番委員の報告になります。
18 番委員	申請地は剣之字都公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 9 棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは次に、溝辺の 23 です。3 番委員の報告です。
3 番委員	申請地は市営玉利団地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい次に牧園です。牧園の 24 は、16 番委員の報告です。
16 番委員	申請地は安楽公民館の南に位置し、現況はすでに実行済みである。なお、年月日不詳で原野化した旨の顛末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に隼人です。隼人の 25 は、5 番委員の報告です。

5 番委員	申請地は県営小田団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 2 棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく隼人の 26 です。同じく 5 番委員の報告です。
5 番委員	申請地は富隈小学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の 300m 以内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所兼倉庫と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく隼人です。隼人の 27 は、同じく 5 番委員の報告です。
5 番委員	申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅 2 棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく隼人です。隼人の 28 は、同じく 5 番委員の報告です。
5 番委員	申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅 2 棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは次にいきます。同じく隼人です。隼人の 29 は、7 番委員の報告です。
7 番委員	申請地は松永公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は水力発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは、調査委員の方から、補足説明ありましたら挙手をお願いいたします。ございませんか。
14 番委員	はい。
議長（会長）	はい、14 番委員。
14 番委員	先ほど国分 1 の報告で通路と記載がありましたが、通路ではありませんでしたので、通路の削除をお願いいたします。年月日不詳で通路にという部分です。
議長（会長）	はいわかりました。ほか補足説明はありませんか。次に皆さんからご意見ご質疑はありませんか。
6 番委員	はい。
議長（会長）	はい、6 番。
6 番委員	溝辺の 5 番ですが、5 条と 3 条の割り方は、なぜあのような割り方になるのか教えてくださいませんか。
議長（会長）	はい、今の質問は事務局でいいですか。

事務局	はい。
議長（会長）	はい事務局。
事務局	はい、説明いたします。建物の配置上あのような形になっています。今車がとまっているところに工場を配置しまして、残地を駐車場とする計画です。また細長いところは農地に入れるよう通路としています。1筆を分筆して工場用地として既存施設の拡張をして、残りを農地として利用するものです。
議長（会長）	はいよろしいでしょうか。6番委員、ご理解頂けましたでしょうか。
6番委員	はい。
議長（会長）	はい、ほかに質問はありませんか。よろしいですか。それではないようですのでお諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、3月4日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。次に、その他がありましたら挙手をお願いいたします。ございませんか。
6番委員	はい。
議長（会長）	はい、6番委員。
6番委員	4号の工業団地ですが、優良農地をどんどん許可していくのだから、できたら高速道路の南側の農地だとか、あと、今から何年か前に隼人インターの耕作放棄地が許可できないということもあったと思います。あのようなところは作ってもいいよねと、許可をしてもいいんじゃないかと思うんですよ。また、※※の近くの道路沿いの砂を入れていた場所なんかも、道路と認識して許可をしてもいいと思うんですよ。今後は、そのような許可の仕方もあっていいんじゃないかと思います。ひとつの意見として聞いてください。
議長（会長）	わかりました。農振地域については、農業委員会の意見としてなかなか出せる部分が少ないと思います。農振云々について局長とも話をしています。お願いします。
事務局	はい、農振農用地を決定するのは、農政畜産課の方になります。農政が作った整備計画があって、それで農用地は決定されますが、計画を作る段階で農業委員会に意見を聞かれます。平成25年に計画を作ってもう10年経過しますので、何年かかけて整備計画の見直しはあるかと思います。その時にですね、農業委員会としてこういう考え方をもっているというのは意見として伝える必要があると思います。今言われるとおり優良農地がごそっとなくなるのは皆さんも心が痛むのかなと思います。しかしながら、農産法の計画を作成すると、農業委員会は計画の実現に向けて早急な許可方針を出さなければならない旨農地法にも示されています。皆さんも色々考えがあると思いますが市の発展等考えますとやむを得ない部分もあるのかなと思います。最後にですが、今後農振整備計画の作成もあると思いますので、農業委員会に意見を聞かれた際には、しっかり農業委員会としての考え方を意見として返すことが必要だと思います。以上です。
議長（会長）	はい、よろしいでしょうかね。そういう方向で考えていきたいと思います。ほかに何かございますか。
3番委員	はい。
議長（会長）	はい、3番委員。
3番委員	10ページの溝辺の8番ですが、10番委員の現地を確認していただき私が発表なんです、

	お互いこの場所は知らない場所でした。昔の隼人の※※のあとを中心にした場所だと思うんですが、行けば全面茶畑なんです。田んぼみたいに畦があるわけではなく、自分で機械専用の道路を入れておられて、ようやく確認ができたんですけども、せめて現地確認者の地図がカラーであればもっとわかりやすかったんじゃないかなと二人で話し方でした。色んな人の名前が茶畑で出てきて、今後もこんなのが出てくると思います。今後、カラーで頂けたらと思います。お願いしたいんですが。
議長（会長）	タブレットで見たら全面茶畑なんですけれども、細かく区切られた昔の地籍図がそのまま残っているんだと思います。わかりました。事務局は今後こういった場所の場合は、なるべくカラー刷りの方でお願いしたいのですがどうでしょうか。お願いしていいですか。
事務局	はい。
議長（会長）	それではそういう方向でいいですかね。ほかにありますか。ほかにございませんか。いいですか。それではないようですので、最後にスローガンの説明を事務局よりお願いします。
事務局	はい、それでは調整会議の方でも説明いたしました。鹿児島県農業委員会大会の大会スローガン案につきましては、各地区で開催しました農地利用最適化推進会において説明いたしまして、承認いただきました。それに伴い鹿児島県農業会議から総会において採択して頂きたいと依頼がありましたので、総会での採択をよろしく願いいたします。以上です。
議長（会長）	はい、只今大会スローガンの採択について説明がありました。大会スローガンにつきましては、各地区の推進会で内容の確認がされておりますので、さっそく採択に入りたいと思います。令和3年度鹿児島県農業委員会大会スローガンにつきましては、当委員会において、採択することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、大会スローガンは採択されました。ほかに皆様からないようでしたら終了いたしますがよろしいでしょうか。はい、それでは以上で令和4年第2回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。新型コロナウイルス感染症が収まらない中ですが、皆様方におかれましては、体調にはくれぐれもご注意いただき、体調が少しでも優れない場合は、総会を欠席するなど自らの判断でお願いいたします。また、活動につきましても、同じでございますのでよろしく願いいたします。以上で終わります。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15 時 40 分

3 番 _____

4 番 _____

19 番 _____